

令和 5 年 第 5 回

釧路市議会 12 月定例会報告

1 2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第31号	工事請負契約変更報告の件	3
釧路市報告第32号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	5
釧路市報告第33号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	7
釧路市報告第34号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	9
釧路市報告第35号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	11
釧路市報告第36号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	13

鉏路市報告第31号

工事請負契約変更報告の件

令和5年第1回鉏路市議会2月定例会において議決を経た、令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「225,280,000円」を「227,172,000円」に改める。

令和5年12月6日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）に関し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

（参考）

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

（契約変更の特別処分）

第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。

(1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更

(2号 略)

2 前項の規定による処置については、市長は、次の議会においてこれを報告しなければならない。

議案第39号

工事請負契約の締結に関する件

令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 225,280,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市鳥取南6丁目1番18号
阿寒・萬木・釧石特定共同企業体
代表者 阿寒共立土建株式会社
代表取締役 阿部和弘 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和5年11月10日まで |

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

釧路市報告第32号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年7月31日

釧路市愛国東2丁目11番6号

2 損害賠償の額 115,368円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として115,368円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和5年12月6日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

釧路市報告第33号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年10月12日

釧路市錦町2丁目4番地 釧路フィッシャーマンズワープ敷地内

2 損害賠償の額 46,871円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として46,871円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和5年12月6日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第34号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、昭和中央5丁目2番1号において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 本件事故に係る損害発生期間及び場所

令和4年6月13日から令和5年6月14日まで

釧路市昭和中央5丁目2番1号

2 損害賠償の額 93,500円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として93,500円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和5年12月6日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

昭和中央5丁目2番1号において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日等、損害賠償の額及び相手方

番号	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償の額	損害賠償及び和解の相手方
1	令和5年7月22日	釧路市興津1丁目6番地先 市道ひかり台4号	27,953円	別添中番号1
2	令和5年8月4日	釧路市芦野2丁目23番地先 市道愛国北1号通	242,491円	別添中番号2
3	令和5年8月21日	釧路市阿寒町上阿寒23線40番地地先 市道上阿寒道路	55,495円	別添中番号3

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金としてそれぞれ前項の表に掲げる損害賠償の額を負担する。
- (2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和5年12月6日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第36号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、川上町4丁目2番地1において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年9月28日

釧路市川上町4丁目2番地1

2 損害賠償の額 121,098円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として121,098円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和5年12月6日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

川上町4丁目2番地1において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

